

## 平成27年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第80号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	6月5日
議案第81号	宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第82号	財産（塵芥収集車（3.5トン積機械車・3トン積機械車））の取得について	可決 (全員一致)	
議案第84号	公の施設（宝塚市立温泉利用施設）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第85号	町の区域の変更について	可決 (全員一致)	
議案第86号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	

### 審査の状況

① 平成27年 6月 2日 （議案審査）

・出席委員 ◎伊藤 順一      ○たぶち 静子      伊福 義治      大島 淡紅子  
                  たけした 正彦      中野 正      細川 知子      みとみ 稔之

② 平成27年 6月 5日 （議案審査）

・出席委員 ◎伊藤 順一      ○たぶち 静子      伊福 義治      大島 淡紅子  
                  たけした 正彦      中野 正      細川 知子      みとみ 稔之

③ 平成27年 6月25日 （委員会報告書協議）

・出席委員 ◎伊藤 順一      ○たぶち 静子      伊福 義治      大島 淡紅子  
                  たけした 正彦      中野 正      細川 知子      みとみ 稔之

(◎は委員長、○は副委員長)

**議案番号及び議案名**

議案第80号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第86号 市道路線の認定変更について

**議案の概要**

(議案第80号)

新たに合計4箇所を都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

市施工によるもの 北雲雀きずきの森

中筋2丁目やまぼうし公園

開発行為により本市に帰属したもの 売布自由ガ丘公園

梅野第3公園

(議案第86号)

中筋2丁目やまぼうし公園整備に伴い、付替道路が設置されたため、認定変更をしようとするもの。

**論 点**

(議案第80号) 公園のあり方について

(議案第86号) なし

**<質疑の概要>**

問1 北雲雀きずきの森は、現状は雑木林であるが、公園としてどのようにしていく予定か。

答1 現在は自然林の状態であり、地域住民の協力で外来種であるハリエンジュの伐採を初め、散策路の整備や植樹などを行っている。一般的な都市公園のように遊具等を設置するのではなく、都市緑地として自然環境を保存していく。

問2 北雲雀きずきの森を都市公園にすることのメリットは何か。

答2 都市公園法や都市公園条例が適用され、公園管理者の管理責任が発生し、公園の管理に関する諸々の規定が適用されることから、適正な管理による都市公園法の目的の健全な発達や公共の福祉の増進に寄与するものとする。具体的には現在市街化調整区域であるため建築できない休憩所や公衆トイレの設置が可能となる。

問3 北雲雀きずきの森を管理するコミュニティひばりの環境部会である北雲雀きずきの森きずな会と市との関係は。

答3 いわゆるアドプト制度ではないが、市とコミュニティひばりとで協定を結んで北雲雀きずきの森を管理していただいております。市から年間50万円助成している。その他に、コミュニティひばりでは、企業が行う緑化の助成金や県の助成金も受け活動

している。

問4 休憩所とトイレの設置や管理以外に、北雲雀きずきの森に関する市の負担はないのか。

答4 昨年コミュニティひばりの環境部会が県の助成金を受け、休憩所を建築する申請を出しており、現在のところ市が休憩所等を建築する予定はない。市の負担は年間50万円の助成金だけである。

問5 北雲雀きずきの森を公園とし、市の管理とすることにより、コミュニティひばりに対する助成金が減るなどの不利益はないか。

答5 現在コミュニティひばりの環境部会が受けている、県の緑化推進協会の助成金については、市民ボランティア支援事業であり、平成28年度までのものであるため、それまでは金額に変更はない。今後も市民だけでなく多くの県民が使っていただける施設にしようということで県事業として参画していただき、活動団体が必要とする里山にふさわしい助成の適用を受け、市も獲得の努力をしていきたい。

問6 北雲雀きずきの森が公園となることにより、一般市民も利用することになるが、安全対策はとれているのか。

答6 現在市としては普通財産として管理しており、きずきの森きずな会により一定の安全対策等はされているが、適切に十分な対応ができていないとは言い切れない。公園になれば行政財産として市が管理することになり、安全性については今まで以上にしっかりと対応する必要があるため、市が責任をもって行う。日常の管理は引き続き地域にお願いする。

問7 イノシシやマムシなど危険な動物等と遭遇した場合の注意喚起の看板等は設置されているのか。

答7 管理棟に北雲雀きずきの森全体の案内看板を掲示しているとともに、散策路の31カ所に、標識ナンバーを打った標識柱を設置しており、何らかの事故等があれば警察や消防署に連絡し、標識ナンバーを伝えるようパンフレットに記載している。

問8 北雲雀きずきの森の中では携帯電話はつながるのか。

答8 全社つながることを確認している。

問9 中筋2丁目やまぼうし公園に設置する健康遊具の内容は。

答9 屈伸運動、わき腹伸ばし、ぶら下がるための健康遊具の3種類。

問10 中筋2丁目やまぼうし公園で健康遊具を使用する年齢層の想定は。

答10 公園内の施設の設置に関するワークショップで意見を聞いた際に、老人会から出たものであるため、65歳以上と想定している。

問11 中筋2丁目やまぼうし公園は、ボール遊びができる公園とのことだが、どのようなボール遊びを想定しているのか。

答11 元々すべての公園でボール遊びを全面的に禁止しているというわけではなく、公園はさまざまな人が利用する場所であるため、危険な行為などがなく、他人の迷惑にならない程度のボール遊びであれば容認されていると考えている。

問12 中筋2丁目やまぼうし公園において、水防倉庫部分がネットフェンスで囲まれ入れなくなっているが、この部分も公園面積に含まれるか。

答12 水防倉庫部分も公園敷地に含まれる。公園は非常時には一時避難所となる場所でもあることから、公園内に水防倉庫を設置している

問13 中筋2丁目やまぼうし公園では、災害時等のことも考え井戸施設が設置されている。現在、井戸のポンプ部分が針金で固定され使用できなくなっているが、平常時には使用できないものなのか。

答13 現在水質検査を行っており、安全との結果が出れば開放することを考えている。ただし、飲料用としての使用は考えていないため、注意喚起の標識等を設置する。

問14 中筋2丁目やまぼうし公園では、砂場がボール遊びのできる広場部分に近く、フェンスはあるが小さいボールならすり抜けてしまい、砂場で遊ぶ小さな子どもに当たる危険がある。ネットを張るなどの対策はできないか。

答14 検討する。

問15 中筋2丁目やまぼうし公園に、近隣で騒音被害が出ているとの市の掲示があったが、どのようなことか。

答15 子どもが5メートルのネットフェンスにボールをぶつけて遊んでいたため、近隣の住宅から苦情があったもの。

問16 他の公園も同様であるが、中筋2丁目やまぼうし公園には日影ができるような高木がない。シンボルツリーとなるような高木を植える考えはないか。

答16 現在植樹している木が成長すれば日影ができると考えている。中筋2丁目やまぼうし公園については、当初、東屋の設置を検討していたが、予算の都合で設置できていない。今後、設置に向け検討したい。

問17 公園の出入り口にバリカー（車止め）を設置しているが、ボールを追いかけて

子どもたちが飛び出すおそれがある。子どもたちの車道への飛び出し防止のため、歩道と車道の間にも同様のものを設置できないか。

答17 歩道は2メートルの有効な幅を確保するようにしており、歩行者の通行を阻害するものは設置していない。現地を確認して検討する。

問18 少年野球や少年サッカー等のボール遊びが可能な山手台中央公園、中山中央公園、すみれが丘中央公園等は公園の中に多目的グラウンドがあるということか、公園とは別に多目的グラウンドがあるということか。

答18 ある程度整備されている多目的グラウンドを持った公園という位置づけであり、運用上、使用する場合は事前に市で申請を受けている。

問19 多目的グラウンドの使用あたっては運用上で申請を受けるとのことであるが、他の公園と同じであれば苦情が出れば、ボールの使用を禁止しなければならないのではないか。多目的グラウンドの使用についてのルールを定めておくべきではないか。他市でルールを定めているところはないのか。

答19 迷惑であるとの声が出た場合は理解していただくよう調整していきたい。公園のボール遊びでの使用について、ルールを定めているところはないと思われる。

問20 西谷地域の遊園地などは市の公園面積に含まれるのか。

答20 宝塚市の一人あたりの公園面積5.06㎡の公園面積については、市街地部の公園面積であり西谷地域は入っていない。

問21 西谷地域には公園はないということか。

答21 西谷地域全体が里山と考えられる部分もあるが、市の位置づけでは桜の園、宝塚自然の家、西谷の森公園等は公園と考えられる。

問22 小さい公園では遊具は設置できないのか。遊具のない公園は利用されないのではないか。

答22 安全上の問題もあり、狭小な公園には遊具の設置は難しい。

自由討議 なし

## 討 論

### (賛成討論)

討論1 北雲雀きずきの森については、再度安全確認をしっかりと行い、必要な安全確保をしていただきたい。また、ボール遊びのできる公園の運用について調査研究をしていただきたい。

**審查結果**

議案第80号 可決 (全員一致)

議案第86号 可決 (全員一致)

平成27年第3回(6月)定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>
議案第81号 宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>
家畜共済損害認定準則の一部が改正され、豚の死亡事故のうち、一定のものについて、共済金の支給認定に当たり、農場への立ち入りを不要とする基準が示されたことから、同様の対応をとるため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b> なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>
問1 市内で対象はあるか。
答1 市内で家畜として豚を飼育しているところはない。
<b>自由討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審査結果</b> 可決(全員一致)

平成27年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

**議案番号及び議案名**

議案第82号 財産（塵芥収集車（3.5トン積機械車・3トン積機械車））の取得について

**議案の概要**

収集業務の効率化を図るとともに、市民サービス水準の向上を図るため、老朽化した塵芥収集車を更新整備し、クリーンセンターに配置しようとするもの。

取得金額 1,108万2,208円

相手方 新明和工業株式会社流体事業部営業本部関西支店

**論 点** 取得の妥当性について

**<質疑の概要>**

問1 車両の更新基準は使用年数か。それとも走行距離か。

答1 通常の車両と異なり、車両にごみを積み込む機械を搭載しており、機械部分も常に動いているため壊れやすくなっている。そのため、走行距離ではなく、使用年数を一つの目安としている。

問2 車両1台丸ごと更新するのではなく、ごみを積み込む機械部分だけを更新することは可能か。

答2 技術的には可能だが、価格が高くなる可能性があり、総合的に考えると1台丸ごと更新の方が安価になると考えている。ただし、見積もりを取ったことがないため、今後、見積もりを取り確認したい。

問3 今回、車両の購入金額が、今までの実績と比べて安くなっている理由は。

答3 年々、購入金額が安くなっている傾向にあることと、昨年購入した際、下取りに出した車両の状態が比較的良好で、今回下取り価格を高くしていただけたことが理由と考えている。

問4 平成26年度から、更新車両のごみ積載量をふやしている意図は。

答4 限られた人員体制の中で、近年、利用者が増加傾向にある、きずな収集の人員確保も考慮し、老朽化した車両の更新を進めていく中で、積載量が大きな車両に切り替えることで、ごみの収集効率を上げ、配車台数を減らし、その人員をきずな収集に回すことを考えている。今後も積載量の大きな車両に更新し、効率化を図っていきたい。

問5 平成26年度からの3カ年の更新で、車両の総台数を31台から29台に減らす計画だが、車両が減ることにより、収集時間の延長など業務への影響はないのか。



答5 今まで古い車両が多かったため、故障した際の予備車を8台持っているが、今回の更新に伴い古い車両が減少するため、予備車を2台減らし6台とするもの。決められた時間の中で効率化を図って収集し、市民に影響のないようにするよう考えている。

問6 総台数が減ることで、労働時間の増加や業務時間内に収集できなくなるなどの影響はないのか。

答6 1台あたりの積載量が大きくなるため、クリーンセンターへの搬送回数が減ることとなり、時間的な短縮が図れるものと考えている。

問7 ごみの減量化により、配車台数は減少となるか。

答7 ごみの量が少なくなっても、ゴミステーションの数の大幅減少につながらないため、現状のような体制で収集を行う必要があると考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第84号 公の施設（宝塚市立温泉利用施設）の指定管理者の指定について

議案の概要

平成27年7月1日から平成34年6月30日までの間における宝塚市立温泉利用施設の指定管理者として、株式会社リンクワークスを指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

論 点 指定の妥当性について

<質疑の概要>

問1 新たな指定管理者に対して、市としてどのようにチェックや指導を行うのか。

答1 指定管理者については、市のルールに基づき、年1回モニタリングを実施する。その他にも施設の修繕や観光パンフレットの搬入等の際に館内の清掃状態や修繕の状況など運営状況を把握し、適宜指示を行っている。その他点検業務やトラブルなどの報告を受けた際にも協議調整する。指定管理者に任せきりではなく、モニタリング以外でもこまめに調整していく。また、新たな指定管理者に対しては、その他にも定期的な会議を開き、報告を求めていきたいと考えている。

問2 新たな指定管理者のパート・アルバイトスタッフの職種の内訳は。

答2 現在、指定管理者の候補者の段階であり、雇用契約はできていないが、フロント業務、施設巡回による清掃等、ボディケア・フィットネス指導等の補助、駐車場の監視等について約30名の人員を適宜配置する予定をしている。

問3 指定管理の期間を5年から7年に変更した理由は。

答3 当初、指定期間5年で指定管理者を公募したが応募がなかった。そのため、選定委員会で協議を行い、事業者にとって、必要な先行投資の回収や、銀行から融資を受ける際にも7年の方が有利であるとの意見があり、指定期間を7年にして再公募したところ、応募が2件あった。

問4 指定管理期間終了が平成34年（2022年）となり、今後、給湯配管の交換など大規模改修が発生してくると思うが、いつごろからと認識しているのか。

答4 市立温泉利用施設は指定管理期間が終了する7年後で築20年となる。建物はコンクリートであるため問題ないと思われる。一方で、設備については、日常の保守点検の中で適宜修繕を行っているが、目安として、長期修繕計画の中では、ポンプなどモーターで駆動するような部分については築14、15年目ぐらいから、ボイラーについては築20年ぐらいから交換の必要が出てくる可能性がある。給湯配管については、管の内部をきれいにする薬剤を使用し、長寿命化に取り組んでい

る。

問5 市民の健康増進のための施設という側面から、市の健康推進課等の関連課と事業者との連携はあるのか。

答5 現在は特にそういったタイアップは考えていないが、市と事業者との契約が成立し事業プログラムが固まった段階で、例えば温泉療法を通じた連携のようなものできないか指定管理者と協議したい。

問6 施設を運営する上で、どのようなことが大切なポイントになってくると考えているのか。

答6 施設のPRが大きなポイントと考えている。今回、健康増進を前面に出した運営を指定管理者に依頼するが、本市の大きな観光誘客の資源である宝塚温泉をもっとPRしていくべきとの意見が出ており、本市としても同様に考えている。

問7 地域の方に温泉施設を利用してもらうことも一つの目的だと思うが、施設の所管が観光企画課である以上、宝塚温泉を観光資源として、市民だけではなく市外からの観光客に対してPRすることが大きな目的のはず。現状では、指定管理者がエステなどを導入し、なんとか運営しているが、観光誘客には繋がっていない。もっと観光誘客に力を入れるべきではないのか。

答7 まずは観光誘客に力を入れるべきと考えている。昨年、京都大学助教の調査で、宝塚温泉の泉質が有馬温泉と同じ成分であることが改めて発表されており、本市としても宝塚温泉の魅力をPRし、誘客を図っていくことが、これからの大事な部分であると思っている。その際、市立温泉利用施設を単独で売り込むのではなく、観光プロムナードの中の回遊施設の一つとしてPRすることが重要と考えており、民間との連携も考えていきたい。

問8 施設の本来の設置目的に沿って、市外からの観光誘客を図ることが最重要と考えるが、事業者の応募動機は、「『市民から愛され、親しまれる施設』として、地域のコミュニケーションの中心となり、地域へ発信する」となっており、地域重視であり観光誘客は度外視であるように感じる。また、その考えに基づき策定された事業計画にもなっている。今後、市外からの観光誘客路線に切り替えるのであれば、事業計画もつくり直す必要があるのではないか。

答8 事業者の計画は、地域のファンをつくっていかうとしているものと考えている。観光施設としても、市民の中に浸透していくという面も重要と考えており、まずは市民の中にファンをつくって、市外からも多くの人に来ていただける体制をつくっていききたいと考えている。

問 9 宝塚市は日帰りの観光客が約 9 割であると思うが、宝塚温泉は日帰り入浴施設とするのか、近隣のホテル等と連携し、宿泊を伴う観光施設として売り出していくのか。

答 9 現在の利用客は、六甲山のハイキング客などで市外約 50%、市内約 50%であり、日帰り客が多い。市としても温泉としてPRしていきたいと考える中で、温泉利用施設の近隣のホテルは銀泉しかないが、市立温泉利用施設ナチュラルスパ宝塚は、金泉も銀泉もあるというPRが不足していたことに気付いた。その部分をPRすることにより、近隣ホテルに宿泊した方も取り込み、日帰り客もふやしていくとともに、宿泊客もふやしていきたい。

問 10 市がこの温泉利用施設を所有すること自体が重荷になってきているのではないかと思う。市民でも利用者は地域住民で、市外からの観光誘客にも十分繋がっていない。施設を売却すること含めて、今後のあり方を検討すべきでは。

答 10 これまで市からの指定管理料なしに施設の指定管理をお願いし運営を進めてきたが、今回の募集の 1 回目では応募がなかったことから考えても、民間ノウハウでも運営が難しい状況にあると考えている。今後、施設の老朽化でいずれ大きな修繕が必要となってくることも含めて、長期的な施設のあり方について検討する必要があると考えている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第85号 町の区域の変更について
<b>議案の概要</b>	中筋JR北土地区画整理事業の実施に伴い、中筋1丁目から4丁目までの区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	問1 地域からはどのような声があったのか。 答1 区画整理事業の審議会では、町名等に関する質疑はなかった。なお、事業に関する質疑はあった。  問2 地域住民にはどのように説明をしているのか。 答2 宝塚平井線を拡幅したため、道路部分の町界が北側に移動する旨説明している。住民の住所を変更するものではないため住民には影響はない。この区画整理事業については、事業計画の段階から住民にも参加いただいております。今後も換地処分の協議の中で周知していく。  問3 今後も住民が意見を述べる機会はあるということか。 答3 権利関係に関することであるため、十分協議して進める。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）